

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害福祉施策は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入され、利用者が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われてきました。

その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。本市においても「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供基盤の整備と適切なサービス提供に向けた取り組みを進めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けるなど、障害者を取り巻く環境も変化してきており、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。また、障害者基本法や障害者自立支援法をはじめ、各種法制度の改正も行われています。

本計画は、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取り組みを明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に暮らす共生のまちづくりを実現していくための道筋をあらわすものです。

■障害のある人（障害者）の概念■

本計画における「障害のある人（障害者）」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人ととらえます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

①第2次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により策定が義務付けられています。

石巻市では、現在、平成19年度から平成23年度を計画期間とした「石巻市障害者計画」が策定されており、今回見直しを行い、新たに「石巻市第2次障害者計画」を策定するものです。

②第3期障害福祉計画

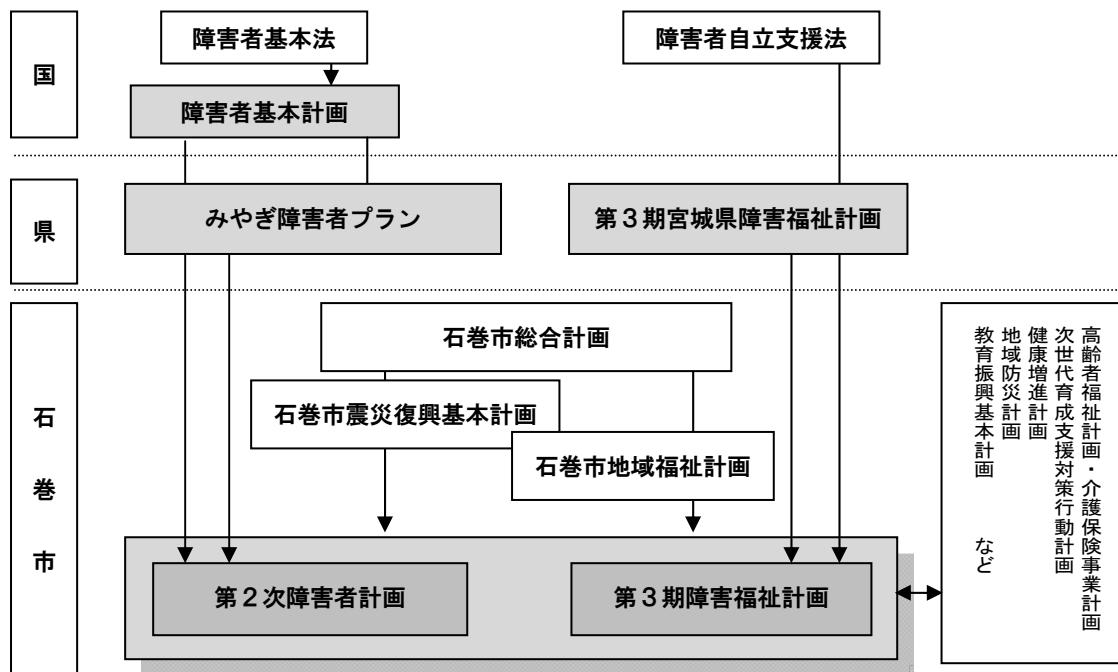
「障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すもので、法律により策定が義務付けられています。

障害福祉計画は3年を1期として策定するもので、第3期は平成24年度が初年度となります。東日本大震災における被災市町村等については、第2期を暫定的な第3期とする、あるいは第2期計画期間を延長する等の特例措置が取られています。

(2) 関連計画との整合性

本市の上位計画である「石巻市総合計画」や東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」をはじめ、「石巻市地域福祉計画」などの関連分野の計画との整合性を図ります。

図表-1 計画の位置づけと関連計画



3 計画期間

「第2次障害者計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。「第3期障害福祉計画」は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表-2 計画期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第2次障害者計画				H24年度～H28年度		
第3期障害福祉計画			H24年度～H26年度			
石巻市総合計画			H19年度～H28年度			
石巻市震災復興計画				H23年度～H32年度		
石巻市地域福祉計画			H24年度～H28年度			
みやぎ障害者プラン				H23年度～H29年度		
第3期宮城県障害福祉計画		H24年度～H26年度				

4 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①石巻市障害福祉推進委員会

関係団体の代表や有識者、一般住民等からなる「石巻市障害福祉推進委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②庁内検討部会

庁内関係各課の代表からなる検討部会を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、障害者福祉施策を検討しました。

③事務局

障害福祉課が事務局となり、石巻市障害福祉推進委員会及び検討部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

(2) 策定手法

①障害者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、石巻市における障害者を取り巻く現況を把握・分析しました。

②アンケート調査の実施

生活上の課題や震災時の状況、サービスの利用状況および利用意向、障害者施策に対する要望等を把握するため、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

③団体ヒアリング・事業所アンケートの実施

当事者団体や支援団体等に対し、活動上の課題や被災後の状況、他団体等との連携、障害者施策に対するご意見等をうかがい、計画策定の参考としました。

また、市内のサービス提供事業所に対し、提供体制や基盤整備の状況および今後の意向についてうかがい、見込み量の推計および確保策の参考としました。

④現行計画の進捗評価および障害福祉サービスの給付実績分析

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

また、第2期障害福祉計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析及び地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

⑤計画案の作成および検討

計画素案の検討にあたっては、事務局においてたたき案を作成、庁内検討部会での検討を経て、推進委員会にて協議を行いました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。（12月実施）

(3) 推進体制

①市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障害者計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、障害福祉推進委員会による本市の障害福祉施策の進行管理を行います。

②圏域での連携

宮城県及び石巻圏域内の市町とも連携を図りながら、障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる府内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む。）のほか、市広報誌や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組みや活動事例などを紹介していきます。

5 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

障害のある人が自らの能力を最大限發揮し、地域で自立した生活を送るために、障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく自立と社会参加の実現が必要です。

そのために、障害者基本法におけるノーマライゼーションの理念の下、相互に人権と個性を尊重し合いながら、共に支えあい、助けあうことでのける共生社会の実現を目指します。

(2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災がもたらした甚大な被害は、障害のある人の生活環境や就労環境、介助の状況など、これまでの暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、震災の経験を経て、地域での支えあいの重要性を再認識するとともに、被害を最小限にするための教訓を生かしていくかなければなりません。

震災によって変化した暮らしの状況を把握しながら、ニーズに応じた支援を検討するとともに、災害等に対して安全に安心して生活できるしくみづくりをより一層推進します。

(3) 法令・制度改正への対応

障害者基本法において障害者の定義が見直され、地域社会における共生や差別等の禁止が謳われました。さらに、障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定など、障害者施策にかかる各種法令・制度が変更されています。

本計画では、法の趣旨にのっとり、制度に基づいた施策・事業の立案・見直しを行います。

(4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

障害者基本法では、障害の定義に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人が加えられ、障害者総合支援法では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

今後の障害福祉施策を考えるに当たっては、機能レベルや制度上の障害を見るのではなく、一人ひとりの暮らし方にあった「暮らしやすさ」を実感できる支援体制づくりを目指します。

(5) 地域生活に向けた取り組み

国・県においては、障害のある人の自立支援の観点から、施設入所者の地域生活への移行を目指しています。本市においても、受け皿となる地域生活の拠点の整備や家族に対する支援、地域における障害への理解を進め、地域生活への移行を推進します。

また、施設機能は、重度・重複の障害のある人にとっての「住まいの場」のひとつであるとともに、施設利用者に対してだけではなく、地域社会へのサービス提供など広く地域での役割が求められており、施設等と連携しながら、地域で暮らす障害者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

(6) 総合的かつ効果的な施策の推進

心身の状態やそれぞれのライフステージ等に応じ、地域に根差した継続的な支援を行うため、保健、福祉、医療、教育、雇用・就業、生活環境などの各分野を推進する府内各部局及び関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。

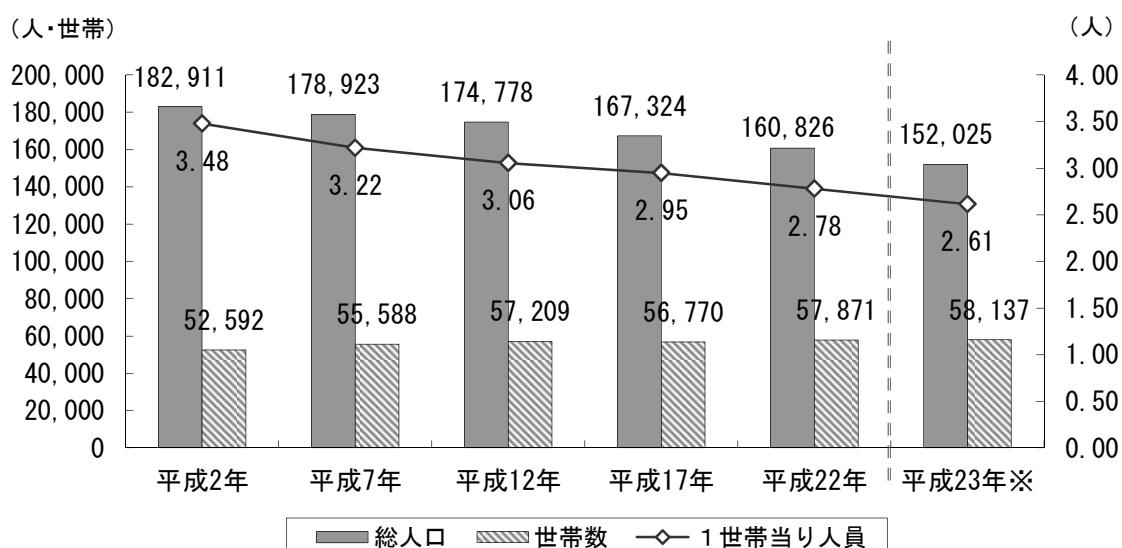
第2章 障害のある人を取り巻く環境

1 人口・世帯

本市の人口は、平成22年10月現在で160,826人です。近年は減少し続けており、平成2年から平成22年の20年間で約22,000人減少しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、平成23年度末には152,025人※にまで減少しています。

世帯数は、平成22年10月現在で57,871世帯となっています。核家族化の進展等により増加傾向が見られ、平成2年から平成22年の20年間で約5,300世帯増加しています。

図表-3 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



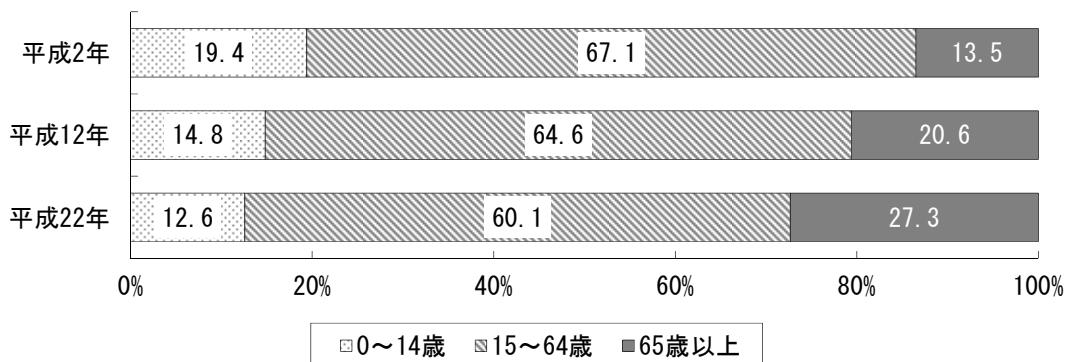
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※平成23年は住民基本台帳による。年度末（平成24年3月末）現在。

年齢 3 区分別人口の割合を見ると、平成 2 年時点では、0~14 歳の年少人口割合が 19.4% と 65 歳以上の高齢者人口割合を上回っていましたが、20 年後の平成 22 年には、年少人口は 12.6% まで減少、65 歳以上の高齢者人口割合が 27.3% まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行している状況にあります。

15~64 歳の生産年齢人口についても減少傾向にあり、20 年間で 7 ポイント減少しています。

図表-4 年齢別（3 区分）人口割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

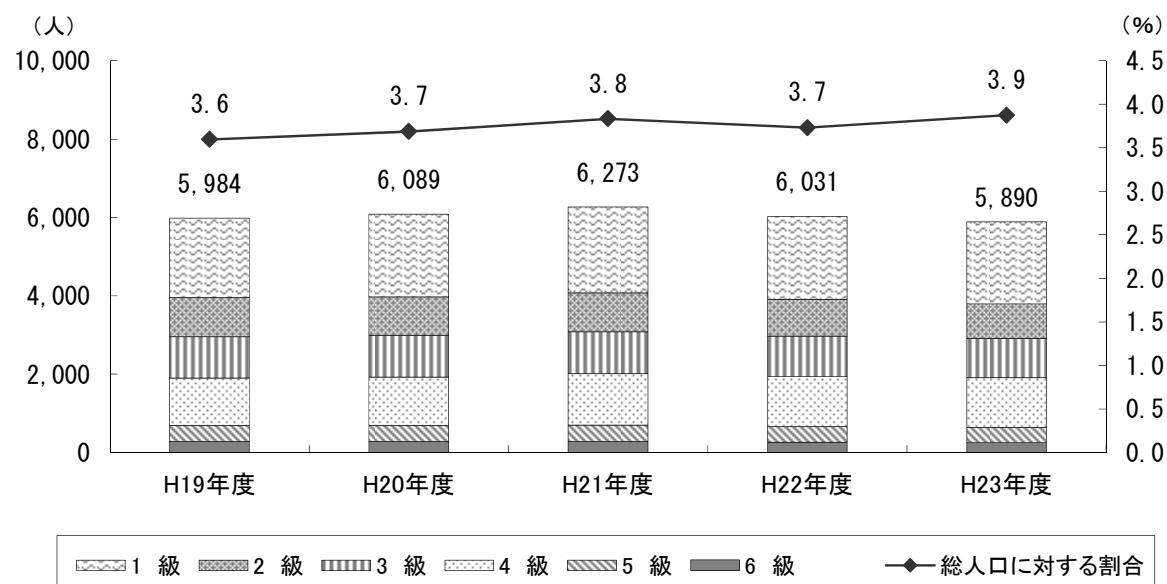
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成 21 年度まで増加傾向にありましたが、東日本大震災の影響により、平成 22 年度より減少に転じています。

平成 23 年度末には、所持者数は 5,890 人まで減少していますが、総人口に対する割合は 3.9% とここ 5 年間で最も高くなっています。

図表-5 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



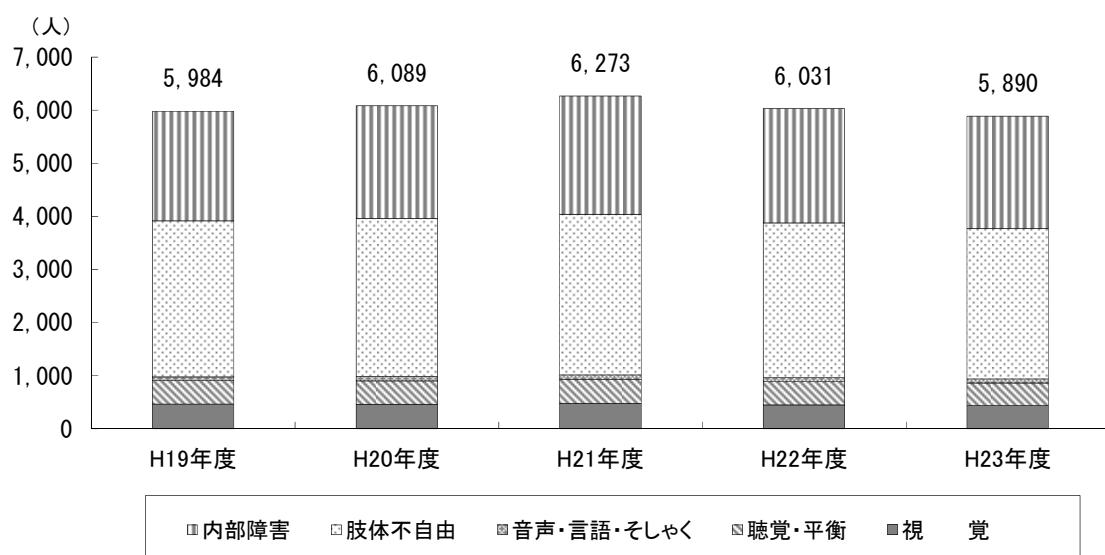
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数	5,984	6,089	6,273	6,031	5,890
(うち 18 歳未満)	(80)	(83)	(84)	(85)	(80)
対人口割合	3.6%	3.7%	3.8%	3.7%	3.9%
等級別所持者数	1 級	2,026	2,117	2,198	2,122
	2 級	1,006	985	993	941
	3 級	1,056	1,064	1,072	1,029
	4 級	1,205	1,237	1,318	1,286
	5 級	419	412	416	396
	6 級	272	274	276	257

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、最も重い「1級」が約2,000人で最も多く、全体の約35%を占めています。

障害の種類別にみると、平成23年度で「肢体不自由」が2,835人と最も多く、次いで「内部障害」2,118人となっており、この2つで全体の8割以上を占めています。

図表-6 障害種類別手帳所持者数の推移



	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数	5,984	6,089	6,273	6,031	5,890
障害の種別	視覚障害	463	460	478	447
	聴覚・平衡機能障害	440	441	452	434
	音声・言語・そしゃく障害	73	84	86	82
	肢体不自由	2,942	2,977	3,028	2,916
	内部障害	2,066	2,127	2,229	2,152
内部障害					
H21 年度					
H22 年度					
H23 年度					

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

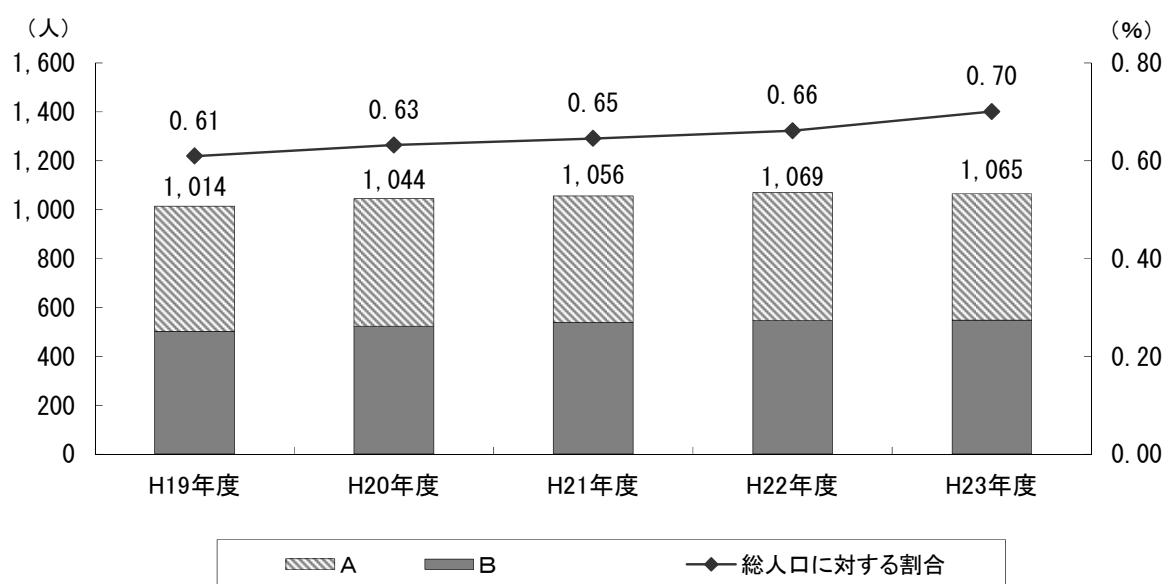
(2) 知的障害者

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年度末現在で1,065人、総人口に対する割合が0.7%となっています。

所持者のうち、18歳未満の障害児は年々減少しております、平成23年度末現在で231人となっています。

等級別にみると、AとBがほぼ半数ずつとなっています。

図表-7 療育手帳所持者数及び割合の推移



	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数	1,014	1,044	1,056	1,069	1,065
(うち 18 歳未満)	(234)	(256)	(251)	(242)	(231)
対人口割合	0.61	0.63	0.65	0.66	0.70
等級別	A	513	521	519	523
	B	501	523	537	546

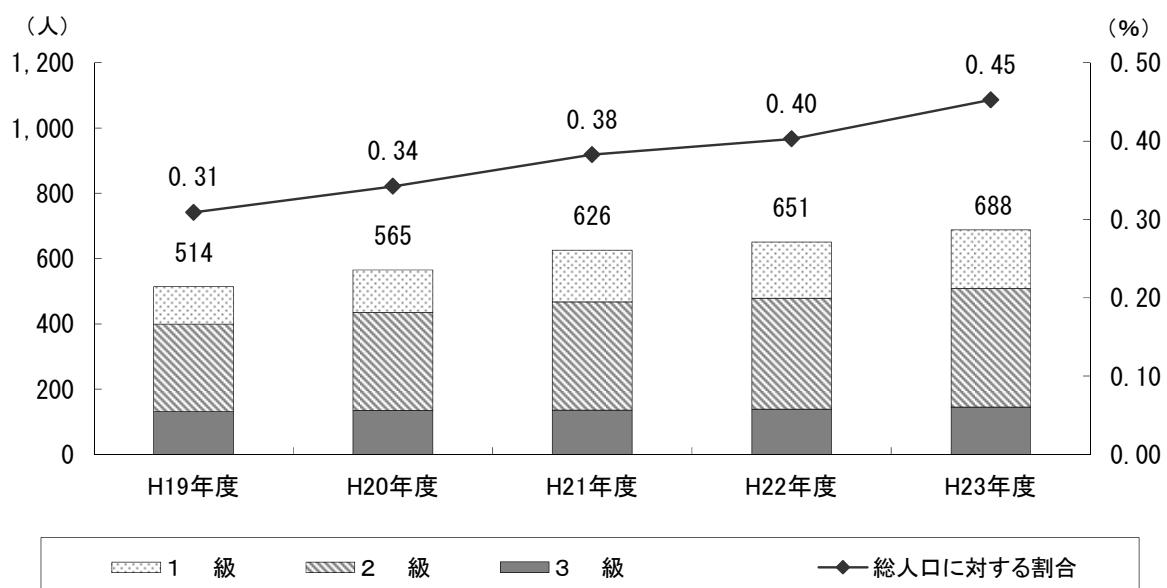
資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度末現在で 688 人となっています。年々増加しつづけており、平成 19 年度から平成 23 年度の間で 174 人（33.9%）増加しています。

等級別にみると、「2 級」が最も多く、全体の半数以上を占めています。

図表-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移

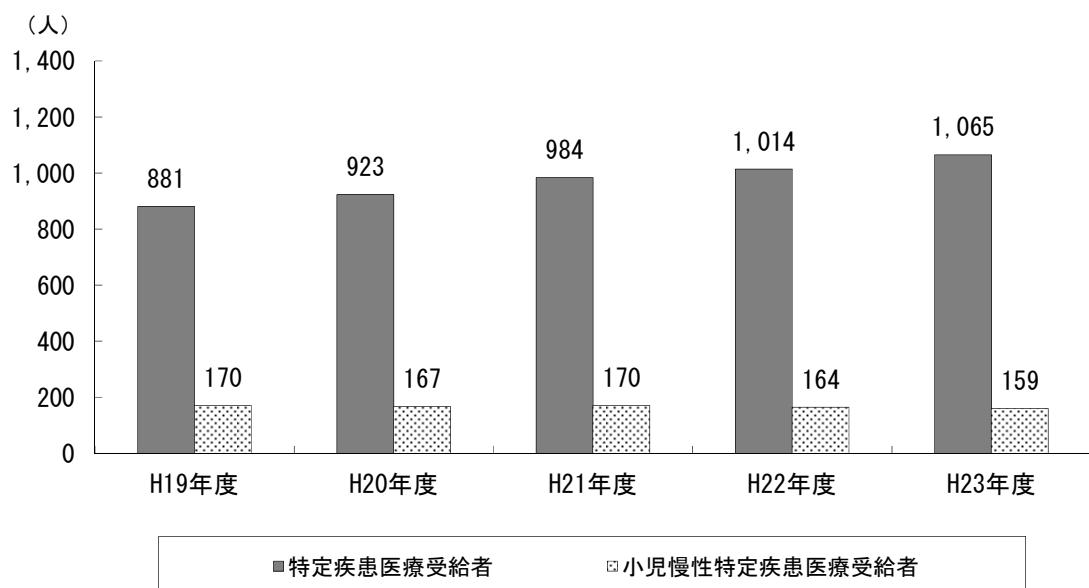


	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数	514	565	626	651	688
(うち 18 歳未満)	(4)	(5)	(6)	(6)	(7)
対人口割合	0.31	0.34	0.38	0.40	0.45
等級別	1 級	132	135	136	138
	2 級	267	300	331	341
	3 級	115	130	159	172

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(4) 難病患者

本市における難病患者の状況について、特定疾患医療受給者は増加傾向、小児慢性特定疾患医療受給者はやや減少傾向で推移しており、平成 23 年度で特定疾患医療受給者が 1,065 人、小児慢性特定疾患医療受給者が 159 人となっています。



3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

①障害福祉サービス

管内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表-9 障害福祉サービス提供事業者の状況

	事業所数	定員
居宅介護	33 か所	—
重度訪問介護	31 か所	—
同行援護	3 か所	—
行動援護	4 か所	—
重度障害者等包括支援	—	—
生活介護	11 か所	298
自立訓練（機能訓練）	1 か所	5
自立訓練（生活訓練）	2 か所	20
就労移行支援	3 か所	40
就労継続支援 A型	2 か所	40
就労継続支援 B型	7 か所	178
療養介護	—	—
短期入所	8 か所	63
共同生活介護・共同生活援助	28 か所	161
施設入所支援	2 か所	74
相談支援	4 か所	—
児童発達支援（児童デイサービス）	4 か所	46
放課後等デイサービス	4 か所	38

資料：市障害福祉課（平成24年9月現在）

②地域生活支援事業

本市で、地域生活支援事業を提供している事業者は、移動支援事業が 13 か所、日中一時支援が 16 か所、訪問入浴サービスが 6 か所となって います。

また、手話通訳者の派遣を宮城県ろうあ協会に、要約筆記奉仕員の派遣を特定非営利法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会に委託して います。

図表-10 地域生活支援事業提供事業者の状況

	事業所数
移動支援	13 か所
日中一時支援	16 か所
訪問入浴サービス	6 か所

資料：石巻市福祉部事業概要（平成 24 年 4 月現在）

（2）相談支援・地域ケア体制

①障害者相談支援事業所

障害者の自立した社会生活の実現を目的として、障害者からの相談に 応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、市では 3 か所の相談 支援事業所に委託しています。

また、平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間限定で、「石巻市女 川町障がい者総合サポートセンター」において、東日本大震災により被 災した障害者の支援を総合的にサポートするための相談支援を行って います。

②障害者地域活動支援センター

通所による創作的活動、生産活動の場や社会交流活動の機会を提供す るなど、地域での社会参加を支援しています。市内に 6 か所設置されて います。

③石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など就業面の支援と、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の支援が必要な障害者に対して一体的かつ総合的な支援を提供しています。

④身体障害者相談員・知的障害者相談員

[身体障害者相談員]

身体に障害のある方、またはその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解決にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

[知的障害者相談員]

知的障害のある方の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

⑤民生委員、（主任）児童委員

心身に障害のある方や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑥地域自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場です。平成 24 年度から石巻市、女川町の 2 市町で共同設置しています。

(3) ボランティア団体・NPO等

市内では、障害者の地域生活の支援や交流の場の創出、就労支援等を実施するボランティア団体、NPO 法人が設置され、多様な活動が行われています。また、当事者団体として、本人およびその家族等により、障害者の尊厳や権利を守り、地域での豊かな暮らしを実現するための活動が行われています。

4 法令・制度改正の動き

国においては、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据え、平成 21 年からの当面 5 年間を制度改革の集中期間としており、「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、「障がい者制度改革推進会議」等による障害者施策全般にわたる制度改革に向けた協議が進められています。

(1) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方があわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正しました。

障害者の定義を見直したほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

(2) 障害者自立支援法等の改正

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」が平成 22 年 12 月に公布されています。

また、現行の「障害者自立支援法」を見直し、「制度の谷間」がなく、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月（一部、平成 26 年 4 月）から施行されます。

(3) 障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に国会で可決し、平成 24 年 10 月から施行されています。

防止法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務づけることなどが盛り込まれています。

(4) 障害者差別禁止法の制定

障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会において、諸外国の例も参考にしながら、障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築を検討しています。

5 アンケート調査の概要と考察

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障害福祉施策とともに、障害福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障害者手帳をお持ちの方ならびに介護している方からご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

- 調査対象:身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為に選ばせていただいた 2,000 人の方々
- 調査期間:平成 24 年 6 月 28 日 ~ 平成 24 年 7 月 12 日
- 調査方法:郵送配付・回収
- 配布・回収:

配布数	回収数	回収率
2,000 票	1,002 票	50.1%

(2) 結果の考察

①震災後の生活の変化について

■地震に対する恐怖や住居、仕事等に対する不安を感じている

東日本大震災から 1 年経過した後の生活について、記述意見では「少しずつこれまでの生活を取り戻しつつある」といった意見が見られる一方、「また地震が来るのではないかと恐怖を感じる」、「仕事も失い、今後の生活を思うと不安」といった恐怖や不安、「行政の支援や障害者への配慮が足りない」、「復旧や復興がなかなか進まない」、「本当に支援が

必要な人に支援が回っていない」といった支援に対する不公平感などの意見が多く見られました。特に、生活が落ち着いてきた分、再度の地震に対する恐怖や今後の生活に対する不安を改めて感じている状況がうかがえます。

また、障害者施策に対する評価では、「地震等災害の際の避難や支援体制」および「障害者への施設や住宅の支援」の重要度が高まり、将来の不安では「働く場所や適当な仕事」や「生活する住居や施設」、「身の回りの援助をしてくれる人」、「生活全般に関する相談・援助」などの項目で前回調査時の結果と大きく変わってきており、震災による生活の変化により、不安要素も変化しているようです。

■地域のつながりの大切さを実感

一方で、「多くの方の支援に感謝している」、「地域の方が声掛けしてくれて心強かった」、「人ととのつながりが大事に感じた」など、震災を経て地域のつながりの大切さを改めて実感したといった意見も多く見られました。

障害者施策に対する評価でも、前回調査時と比べて「地域における福祉活動の取り組み」や「地域で交流できる行事やイベント、スポーツ等の機会」に対する満足度が高くなっています。

■安心して暮らせるための基盤整備と地域全体で支える仕組みづくりが急務

今後の障害者施策においては、障害者が地域で安心して暮らしていくことができるための相談支援体制の充実および通所施設やグループホーム等の基盤整備を進めるとともに、障害者が抱える課題や不安を軽減するために、これまで以上に地域全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。

②震災時の避難支援について

■約4割が「避難しなかった」と回答、「避難しなくても大丈夫」が6割。

震災時に「避難しなかった」と回答した人は全体の4割程度となっており、身体障害者では約半数にのぼっています。地区別にみると「河南地区」や「桃生地区」など比較的内陸部の地区で避難しなかった人の割

合が高く、また、避難しなかった理由で最も多かったのが「避難しなくても大丈夫だと思ったから」が最も多くなっています。避難行動については、さまざまな要因や個々の状況にもよるので、一概に全ての人が避難すべきであったとはいえませんが、状況に応じて適切に判断できるための情報提供と事前準備が必要です。

■災害時の情報源は「ラジオ」「家族・友人・近所」「防災無線」

災害時の情報源については、「ラジオ」が最も高く、次いで「家族・友人・近所」、「防災無線」と続いており、災害時の3大情報源となっています。ここで「家族・友人・近所」が情報源として大きな役割を果たしており、特にひとり暮らしの方や耳が不自由な方では最も高い割合となっていることから、今後もこうした情報ネットワークを大切に活用していくことが必要です。

■障害者に配慮した避難所運営の体制整備が必要

避難生活で困ったこととして、「被害や支援の情報が少ない」に加え、「避難所での障害への配慮」や「避難所でのプライバシー」、「周囲とのコミュニケーション」の割合が高くなっています。特に知的障害者や精神障害者で高い傾向が見られます。記述意見でも、避難所での集団生活への不安から避難を躊躇したり、障害者が安心して過ごせる避難所の必要性を訴える意見も見られており、福祉避難所の整備充実と円滑な運営に向けた体制づくりが求められています。

■実効性の高い災害時要援護者避難支援の仕組みづくりが求められる

震災時に要援護者台帳に登録していた人は全体の1割程度にとどまっており、震災後に登録した人もわずかとなっています。「今後、登録したい」と回答した割合は5割程度に上るもの、記述意見では、「登録していたが、まったく役に立たなかった」、「支援する側も避難しなければならない」といった意見も散見されています。

一方で、避難しなかった理由でも「避難したくても動くことができなかつた」とする人が約1割いることから、地域全体で見守り、支え合うことの重要性と避難支援の限界を認識しつつ、今回の経験を踏まえた実効性の高い避難支援の仕組みづくりを検討していく必要があります。

③相談体制について

■相談窓口に対する評価は高い

相談体制について、「充分整っている」および「ある程度整っている」を合わせると約6割となっており、「あまり整っていない」および「まったく整っていない」の約3割を大きく上回っています。また、「相談窓口の使いやすさ」に対する満足度は高く、前回調査時と比べても評価が高まっています。

一方、年齢別にみると、未就学児に比べ、小学生、中学生ではやや「整っていない」とする人の割合が高くなっています。

■相談窓口の周知と身近な相談体制の充実が必要

相談しやすい体制が整っていない理由として、「どこに相談したらよいかわからない」、「近所に相談する場所がない」と回答した人の割合が高くなっています。相談窓口の周知とともに、広く相談を受け付ける一次窓口の充実や相談員が積極的に出向くなど、相談しやすい体制づくりに努めていく必要があります。

④就労支援について

■震災の影響により、就労支援ニーズが高まっている

ふだんの暮らしの困りごととして、自分の健康や体力について、十分な収入が得られないとする人の割合が高くなっています。特に40歳代の人は十分な収入に加え、適当な仕事がない、と回答した人も3割近くおり、震災の影響により職を失ったり、収入が減少している状況がうかがえます。

就労による収入は、経済的自立に必要な要素であり、生活を支える糧であるとともに将来への希望でもあることから、関係機関との連携により、就労の場を確保していくことが求められています。

■職場の障害に対する理解と各種支援制度の周知が必要

仕事や作業、訓練を継続していくための条件として、各障害およびどの就労場所でも「障害のことを理解してくれること」の割合が最も高く

なっています。続いて割合の高い「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」や「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」についても、障害に対する理解がされていなければ整わない条件であり、職場での理解が就労継続に不可欠となっています。

⑤人権・権利擁護について

■成年後見制度が徐々に浸透している

成年後見制度の認知度では、実際に利用している人は1割以下で、利用はしていないが制度の内容は知っている人を合わせても2割以下となっています。しかしながら、前回調査と比べると、各障害とも「利用している」あるいは「制度の内容は知っている」と回答した人の割合は増加しており、徐々に浸透している状況がうかがえます。

今後も引き続き、制度の周知および利用支援を推進するとともに、市民後見人の養成など、受け皿の体制強化を進めていく必要があります。

■差別や偏見を感じている人が増えてきている

ふだんの暮らしの中で、実際に差別や偏見を感じている人の割合は、身体障害者で約3割、知的障害者および精神障害者で約4割となっており、前回調査と比べても増加しています。

特に、「まちかどでの人の視線」に偏見を感じる人が多く、市民の障害に対する理解を深める取り組みを推進していく必要があります。また、「仕事や収入」、「交通機関や建物での障害者への配慮」等でも割合が高くなっています。事業者等への啓発と取り組みの促進が求められています。

⑥サービス提供体制について

■短期入所、自立訓練、行動援護、移動支援等の利用意向が高い

現在利用している障害福祉サービスについては、「居宅介護」と「生活介護」の割合が高くなっています。一方、今後、利用したいサービスについては、短期入所や自立訓練（機能訓練・生活訓練）、行動援護等の利用意向が高くなっています。

年齢別にみると 18 歳以下では短期入所、30 歳代では行動援護、40 歳代では就労移行支援等、ライフステージに応じて必要なサービスも異なっています。

また、地域生活支援事業においては、「日常生活用具の給付貸与」や「日中一時支援」の利用が多くなっていますが、今後の利用意向として「移動支援」の割合も高くなっています。

多様なニーズと自己実現に向け、さまざまなサービスを提供する事業者を確保していくことが求められています。

■量的ニーズは比較的充足されている

各障害福祉サービスの利用者に量的な充足について聞いてみると、多くのサービスで「充分足りている」あるいは「まあまあ足りている」とする回答割合が高くなっています。しかしながら、利用したくても利用できないサービスとして「短期入所」を挙げる人が多く、不便な点としても「何か月も前から予約が必要」など、柔軟な利用ができていない状況がうかがえます。

今後は、事業者の意向や事業運営における課題の把握に努めつつ、短期入所等における供給体制の整備とともに、質的向上を図るための取組を推進していく必要があります。